

ノ電報ヲ發シ警告セル事實アリ
 本問題ニ関シテハ比較的ニ樂觀的ニシテ絶對ニ停船セシメ
 出帆不能ニ陥ラシムルカ如ク事態ヲ豫想セズ警告中ナリ

右及申(通)報貸也

別記

說 明 書 (陳狀書添付)

(一) 陳狀書記載ノ諸事其實証ノ為メ此ノ明細書ヲ添付ス
 (二) 昭和十一年十一月二十八日畏クモ
 第一皇子殿下御降誕マシメ全國民奉ゲテ歡喜以テ祝意ヲ表シ奉リ神戶港
 港船泊亦三播旗(双旗)ヲ揚揚シテ幸心ヲ表明シ奉ル中ニ日本郵船株式會
 社々船、歐洲航路新造豪華船進國丸以下、ミ祝旗ヲ揚揚セズ是入ノ敬昂ヲ
 買ヒ不一方波難ヲ受ケタルカ港務部ノ指令ナク故ヲ以テ陸海軍一先ノ誠
 心ヲモ表セマ特躍ヲ逞ウシテ歡カラス莫日ヲ散シテ有耶無耶ニ弄リ卒致タ
 (三) 昭和十一年十月二十五日畏クモ
 聖上陛下ニ於カセシレテハ改神親臨式御親閱道ハサル、為神戶港ニ御臨幸
 遊ハサレタル御勅召艦比敷播旗ニ天皇御親臨式御親閱トシテ輝々諸軍艦登陸下
 皇禮炮ハ數々トシテ轟々全市民觀喜ノ諸内外船泊何レモ三播旗ハ祝旗ニシ
 テ中ニハ滿艦飾ヲナシタルモ有り)ヲ揚揚シテ謹迎シ奉ル最廣程ニ祝旗ニシ
 港ノ九隻ハ全部社幹部ノ指令ニ依リ所轄水上署並ニ民間、警告アリタル
 二物ヲ之ニ揚ガリナリ(一)部宿英ナリ亦當日ノ在港船地圖マナリ)ノ
 三其ノ後ノ社幹部ノ其後ノ態度ハ
 (四) 港務部ノ指令ニ依リシモノト責任懸殊ヲナシ(河北港務部長ノ言ヲ申解
 セリ)ノ
 (五) 港内関係者ノ命令セシ後ヒタリトナシ(一)部、船泊會社バ之ヲ警告セリ)ノ
 而レテ左記ノ言ヲナレタリ